

# 今月21日 裁判員制度スタート!!

## ■ 裁判員制度とは??

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

### 裁判員制度が スタートした後は?

5月21日の制度開始以降、裁判員制度の対象となる事件が起訴され、裁判の日程が決まると、水戸地方裁判所が昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿（茨城県内においては7600人）の中から、その事件の裁判員候補者がくじで選ばれます。くじで選ばれる人数は通常1件当たり50人から70人程度となります。くじで選ばれた裁判員候補者の方々は、裁判員を選ぶ手続（選任手続）の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせと質問票を、選任手続の日の6週間前までにお送りします。

### 質問票とは?

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無及びその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、事前に候補者の辞退を認め、選任手続のために裁判所までお越しいただく必要もありません。

#### 《対象事件の代表例》

1. 殺人罪
2. 強盗致死傷罪
3. 傷害致死罪
4. 危険運転致死罪
5. 現住建造物等放火罪
6. 身の代金目的誘拐罪 など

### 選任手続の当日は?

選任手続の当日は、裁判員として参加していただく事件の概要をご説明し、被告人や被害者と知り合えないような特別な事情があるかどうかをお尋ねします。また、事前質問票記載後の変更点の有無についても伺いますので、この段階で辞退を申し出ていただくこともできます。その上で、裁判所は、辞退が認められるご事情があるかどうか、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかを判断し、辞退などが認められた方以外の裁判員候補者の中から、くじで6人の裁判員を選びます。



■ 裁判員候補者待機室 ■

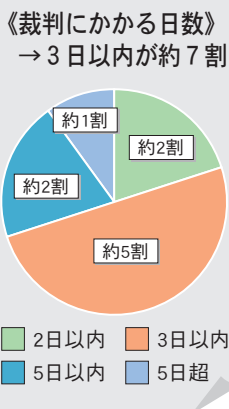
### 裁判員候補者になった方は ご注意ください。

裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者になったことを公にすることは法律上禁止されています。「公にする」とは、インターネット上で公表するなど、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知り得る状態にすることをいいます。休暇を取るためや、相談をするために会社の上司や同僚、家族に話をすることや書類を見せることは問題ありません。

### 裁判員制度説明会を開催します

**日時** 5月15日(金)  
**場所** 茨城県立図書館 視聴覚室  
**定員** 180人程度

**内容** ※申込不要、当日先着順。  
裁判官等による制度説明。  
模擬裁判映像上映。質疑応答等。  
**問合せ** 水戸地方裁判所総務課庶務係



裁判員制度の実施後も、皆様に様々な情報をお知らせしていきます。裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/> でも紹介しています。  
【問合せ】  
水戸地方裁判所総務課  
☎ 029-224-8408